

平成30年第3回泉南市議会定例会議案書
(付議案件綴及び同説明資料綴)

議 案 一 覧 表

(平成30年9月5日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
報 告	1	専決処分の承認を求めるについて（平成30年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号））	1
報 告	2	平成29年度決算に基づく泉南市健全化判断比率について	15
報 告	3	平成29年度大阪府泉南市下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率について	19
報 告	4	平成29年度泉南市水道事業会計決算に基づく資金不足比率について	23
議 案	1	訴えの提起について	27
議 案	2	訴えの提起について	31
議 案	3	泉南市八幡山区公共下水道事業分担金に関する条例の制定について	35
議 案	4	泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	41
議 案	5	泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	45
議 案	6	泉南阪南共立火葬場条例等の一部を改正する等の条例の制定について	49
議 案	7	泉南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	57

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	8	平成30年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第4号）	61
議 案	9	平成30年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第1号）	117
議 案	10	平成30年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	123
議 案	11	平成30年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	133
議 案	12	平成30年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	141
議 案	13	平成30年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	149
議 案	14	平成30年度泉南市水道事業会計補正予算（第1号）	159
議 案	15	平成29年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定について	169
議 案	16	平成29年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算認定について	171
議 案	17	平成29年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算認定について	173
議 案	18	平成29年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計歳入歳出決算認定について	175
議 案	19	平成29年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算認定について	177

議 案	20	平成 2 9 年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算認定について	179
議 案	21	平成 2 9 年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計歳入歳出決算認定について	181
議 案	22	平成 2 9 年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算認定について	183
議 案	23	平成 2 9 年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計歳入歳出決算認定について	185
議 案	24	平成 2 9 年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算認定について	187
議 案	25	平成 2 9 年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算認定について	189
議 案	26	平成 2 9 年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算認定について	191
議 案	27	平成 2 9 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	193
議 案	28	平成 2 9 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	195
議 案	29	平成 2 9 年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計歳入歳出決算認定について	197
議 案	30	平成 2 9 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	199
議 案	31	平成 2 9 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	201
議 案	32	平成 2 9 年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	203

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	33	平成 2 9 年度泉南市水道事業会計決算認定について	205

報告第 1 号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 30 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 平成 30 年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第 3 号）

専決理由

平成 30 年 7 月豪雨災害による被災に伴い、緊急対応が必要な災害復旧事業に要する経費について予算措置する必要が生じたことから、専決処分したものである。

専決甲第5号

平成30年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）

平成30年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,080,975千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年7月26日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(18)繰入金		900,204	500	900,704
	1)基金繰入金	894,307	500	894,807
(20)市債		2,358,100	10,400	2,368,500
	1)市債	2,358,100	10,400	2,368,500
歳入合計		24,070,075	10,900	24,080,975

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(13)災害復旧費			10,900	10,900
	1)公共土木施設災害復旧費		6,700	6,700
	2)農業施設災害復旧費		4,200	4,200
歳 出 合 計		24,070,075	10,900	24,080,975

第2表 地方債補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法					備 考
				資 金 区 分	償還期限	左のうち 据置期間	償還方法	その他	
災害復旧事業	千円 10,400	普通貸借 (証書借入) 又 は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては当該見 直し後の利率)	政 府 大阪府 地方公共団体金融機構 銀 行 その他	年以内 10	年以内 2	年賦又は半年賦、元利 均等償還若しくは元金 均等償還、又は満期一 括償還	左記の条件の範囲内におい て借入先に融通条件がある 場合は、その条件に従うこ とができる。また、財政の 都合により、償還期限及び 据置期間を短縮し、又は繰 上償還若しくは低利に借り 換えることができる。	

平成 3 0 年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 3 号）事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
18 繰入金		900,204	500	900,704			
(1) 基金繰入金		894,307	500	894,807			
	7) 財政調整基金繰入金		500	500	1. 財政調整基金繰入金	500	
20 市 債		2,358,100	10,400	2,368,500			
(1) 市 債		2,358,100	10,400	2,368,500			
	10) 災害復旧事業債		10,400	10,400	1. 災害復旧事業債	10,400	公共土木施設災害 6,700 農業施設災害 3,700
歳 入 合 計		24,070,075	10,900	24,080,975			

款 20 市 債 項 1 市 債 目 10 災害復旧事業債

歳 出

款 13 災害復旧費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 3 災害復旧費		10,900	10,900	10,400	500		
				市債 10,400			
(1) 公共土木施設災害復旧費	6,700	6,700	6,700	6,700			
				市債 6,700			
1) 公共土木施設災害復旧費	6,700	6,700	6,700	6,700			
				市債 6,700			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料 15. 工事請負費	5,000 1,700		
[1] 公共土木施設災害復旧事業	6,700	6,700	6,700	6,700		道路課	
				市債 6,700			
				[災害復旧事業債 公共土木施設災害 6,700]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	5,000	測量設計委託料	
				15. 工事請負費	1,700		
(2) 農業施設災害復旧費	4,200	4,200	4,200	3,700	500		
				市債 3,700			

1) 農業施設災害復旧費		4, 200	4, 200	3, 700	500		
				市債 3, 700			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	4, 200		
[1] 農業施設災害復旧事業		4, 200	4, 200	3, 700	500	産業観光課	
				市債 3, 700			
				[災害復旧事業債 農業施設災害 3, 700]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	4, 200	測量設計委託料	
歳 出 合 計	24, 070, 075	10, 900	24, 080, 975	10, 400	500		
				市債 10, 400			

款 13 災害復旧費 項 2 農業施設災害復旧費 目 1 農業施設災害復旧費

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
2. 災 害 復 旧 債	0	91,311	10,400	101,711
(1) 土 木	0	89,311	6,700	96,011
(2) 農 林	0	2,000	3,700	5,700
計	2,358,100	27,947,855	2,368,500	27,958,255

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	9,001,090		9,001,090	37.4
(2) 地方譲与税	154,400		154,400	0.6
(3) 利子割交付金	9,700		9,700	—
(4) 配当割交付金	46,700		46,700	0.2
(5) 株式等譲渡所得割交付金	46,700		46,700	0.2
(6) 地方消費税交付金	1,160,100		1,160,100	4.8
(7) ゴルフ場利用税交付金	47,400		47,400	0.2
(8) 自動車取得税交付金	61,000		61,000	0.3
(9) 地方特例交付金	46,200		46,200	0.2
(10) 地方交付税	2,673,470		2,673,470	11.1
(11) 交通安全対策特別交付金	10,221		10,221	—
(12) 分担金及び負担金	1,001,248		1,001,248	4.2
(13) 使用料及び手数料	370,453		370,453	1.5
(14) 国庫支出金	3,922,839		3,922,839	16.3
(15) 府支出金	1,820,893		1,820,893	7.6
(16) 財産収入	66,871		66,871	0.3
(17) 寄 附 金	164,215		164,215	0.7
(18) 繰 入 金	900,204	500	900,704	3.7
(19) 諸 収 入	208,271		208,271	0.9
(20) 市 債	2,358,100	10,400	2,368,500	9.8
歳 入 合 計	24,070,075	10,900	24,080,975	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 議 会 費	225,631		225,631	0.9
(2) 総 務 費	2,088,288		2,088,288	8.7
(3) 民 生 費	10,642,377		10,642,377	44.2
(4) 衛 生 費	3,114,221		3,114,221	12.9
(5) 農林水産業費	151,675		151,675	0.6
(6) 商 工 費	86,614		86,614	0.4
(7) 土 木 費	1,535,087		1,535,087	6.4
(8) 消 防 費	1,002,995		1,002,995	4.2
(9) 教 育 費	1,920,806		1,920,806	8.0
(10) 公 債 費	2,988,039		2,988,039	12.4
(11) 諸支出金	294,342		294,342	1.2
(12) 予 備 費	20,000		20,000	0.1
(13) 災害復旧費		10,900	10,900	—
歳 出 合 計	24,070,075	10,900	24,080,975	100.0

報告第2号

平成29年度決算に基づく泉南市健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく泉南市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成30年9月5日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

平成29年度決算に基づく泉南市健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.96)	— (17.96)	12.0 (25.0)	104.9 (350.0)

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため「—」と記載している。

※本市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

泉南監報告第 10 号

平成30年8月14日

泉南市長 竹 中 勇 人 様

泉南市監査委員 市 橋 直 子

泉南市監査委員 竹 田 光 良

平成29年度泉南市財政健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付された、平成29年度泉南市財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

平成29年度泉南市財政健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

いずれの比率も早期健全化基準未満であり、「財政健全化計画」策定を要しない。

記

(単位：％)

健全化判断比率	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	1 2 . 9 6
② 連結実質赤字比率	—	—	1 7 . 9 6
③ 実質公債費比率	1 2 . 2	1 2 . 0	2 5 . 0
④ 将来負担比率	1 0 7 . 2	1 0 4 . 9	3 5 0 . 0

※「—」は実質赤字額・連結実質赤字額がないことを示す。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成 2 9 年度の実質収支は黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。

② 連結実質赤字比率について

平成 2 9 年度の連結実質収支は黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

③ 実質公債費比率について

平成 2 9 年度の実質公債費比率は 1 2 . 0 % となっており、早期健全化基準の 2 5 . 0 % 未満である。

④ 将来負担比率について

平成 2 9 年度の将来負担比率は 1 0 4 . 9 % となっており、早期健全化基準の 3 5 0 . 0 % 未満である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

報告第3号

平成29年度大阪府泉南市下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成29年度大阪府泉南市下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成30年9月5日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

平成29年度決算に基づく資金不足比率

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
下水道事業特別会計	—	20.0	地方公共団体の財政の健全化に関する法律 施行令（平成19年政令第397号）第17条 の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため「—」と記載している。

泉南監報告第 11 号

平成30年8月14日

泉南市長 竹 中 勇 人 様

泉南市監査委員 市 橋 直 子

泉南市監査委員 竹 田 光 良

平成29年度泉南市下水道事業特別会計資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された、平成29年度泉南市下水道事業特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

平成29年度泉南市下水道事業特別会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：％)

比 率 名	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	2 0 . 0

※「—」は資金不足額がないことを示す。

(2) 個別意見

平成 2 9 年度は資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

報告第4号

平成29年度泉南市水道事業会計決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成29年度泉南市水道事業会計決算に基づく資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成30年9月5日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

平成29年度決算に基づく資金不足比率

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
水道事業会計	—	20.0	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため「—」と記載している。

泉南監報告第 12 号

平成 30 年 8 月 14 日

泉南市長 竹中 勇人 様

泉南市監査委員 市 橋 直 子

泉南市監査委員 竹 田 光 良

平成 29 年度泉南市水道事業会計資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 29 年度泉南市水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

平成 29 年度泉南市水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：％)

比 率 名	平成２８年度	平成２９年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	２０．０

※「—」は資金不足額がないことを示す。

(２) 個別意見

平成２９年度は資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

(３) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

議案第 1 号

訴えの提起について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、下記のとおり、建物収去土地明渡請求の訴えを提起したいので、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

記

1 当事者

原告 泉南市樽井地区財産区 管理者 泉南市長 竹中 勇人

被告 ①〇〇 〇〇（泉南市内）

②〇〇 〇〇（泉南市外）

③〇〇 〇〇（泉南市内）

④〇〇 〇〇（泉南市内）

⑤〇〇 〇〇（泉南市内）

⑥〇〇 〇〇（泉南市外）

⑦〇〇 〇〇（泉南市内）

2 請求の要旨

原告は、被告に対し、泉南市樽井地区財産区財産たる土地（泉南市〇〇〇〇番）上に存在する〇〇 〇〇名義の建物を収去し当該土地を明け渡せとの判決を求める訴えを提起するものである。

3 請求の理由

被告①～⑦は、いずれも、当該泉南市樽井地区財産区財産たる土地上に無権原で建築された建物の登記簿上の所有者（〇〇 〇〇）の法定相続人である。被告のうち①は、当該建物に居住しているところ、原告は、去る平成29年第3回泉南市議会定例会にて承認を得て、①に対し①が使用する当該財産区財産の払下げ又は貸付を求める調停を佐野簡易裁判所に申し立てた（平成29年（〇）第〇号）。以後調停を重ねたものの折合がつかず、平成30年7月5日に調停不成立となった。よって、請求の要旨記載のと通りの請求を行うものである。

議案第2号

訴えの提起について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、下記のとおり、建物収去土地明渡請求の訴えを提起したいので、議会の議決を求める。

平成30年9月5日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

記

1 当事者

原告 泉南市樽井地区財産区 管理者 泉南市長 竹中 勇人

被告 ○○ ○○（泉南市内）

2 請求の要旨

原告は、被告に対し、泉南市樽井地区財産区財産たる土地（泉南市○○○○番）上に存在する被告名義の建物を収去

し当該土地を明け渡せとの判決を求める訴えを提起するものである。

3 請求の理由

被告は、当該泉南市樽井地区財産区財産たる土地上に無権原で建築された建物の登記簿上の所有者である。原告は、去る平成29年第3回泉南市議会定例会にて承認を得て、被告に対し、当該財産区財産の払下げ又は貸付を求める調停を佐野簡易裁判所に申し立てた（平成29年（○）第○号）。以後調停を重ねたものの折合がつかず、平成30年7月19日に調停不成立となった。よって、請求の要旨記載のと通りの請求を行うものである。

議案第 3 号

泉南市八幡山区公共下水道事業分担金に関する条例の制定について

泉南市八幡山区公共下水道事業分担金に関する条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 4 条の規定に基づき、本市が実施する八幡山区公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、受益者から分担金を徴収する必要があることから、本条例を提案するものである。

泉南市八幡山区公共下水道事業分担金に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、泉南市八幡山区に係る公共下水道事業に要する費用の一部に充てるための分担金（以下「分担金」という。）の賦課徴収について、必要な事項を定めるものとする。

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、泉南市八幡山区に係る公共下水道事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。

(分担金の額)

第3条 受益者が負担する分担金の額は、当該受益者が平成31年7月1日又は次条第2項の規定により公告した日現在において所有し、又は地上権等を有する土地一区画につき261,000円とする。

(賦課対象区域の決定等)

第4条 市長は、分担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）及び賦課対象区域内の土地の区画数を定め、これを公告しなければならない。

2 前項の公告をした日以降新たに賦課対象区域を定めたとき又は新たに土地の区画が生じたときは、その都度その内容を

公告しなければならない。

（分担金の賦課及び徴収）

第5条 市長は、第3条の規定に基づき受益者ごとに分担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、賦課対象区域内に存する土地が次の各号のいずれかに該当する場合については、当該受益者の申請により分担金の賦課を保留することができる。ただし、賦課の保留に係る要件を欠くに至ったときは、賦課の保留を取り消し、要件を欠くに至った日の属する年度に分担金を賦課するものとする。

(1) 汚水発生源のない土地

(2) その他市長が特別な理由があると認めた土地

3 市長は、第1項及び前項ただし書の規定により分担金の額を定めたときは、当該分担金の額及びその納期を受益者に通知しなければならない。

4 分担金は、6年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

（受益者の申告等）

第6条 受益者は、市長の定める日までに受益者であることを市長に申告しなければならない。

2 前項の規定により申告を行う場合において、同一の土地について2人以上の所有者があるときは、代表者を定め、代表者がこれを行うものとする。

3 受益者は、分担金の納付が終わるまでの間、受益者の変更があったときは、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。

4 市長は、第1項の申告若しくは前項の届出がないとき又はこれらの内容が事実と異なると認めたときは、申告又は届出によらず、職権で事実を認定することができる。

（準用）

第7条 泉南市下水道事業受益者負担等に関する条例（平成5年泉南市条例第2号）第6条（徴収猶予）、第7条（減免）、第9条（督促状）及び第10条（延滞金）の規定は、泉南市八幡山区に係る公共下水道事業の分担金について準用する。
（適用除外）

第8条 泉南市八幡山区に係る公共下水道事業については、前条の規定によるもののほか、泉南市下水道事業受益者負担等に関する条例の規定は、これを適用しない。

（規則への委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

議案第 4 号

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）の一部が改正されたことに伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の一部が改正されたことに伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第2項に次の1号を加える。

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

附則第2条中「行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第3条中「第6条本文」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

泉南阪南共立火葬場条例等の一部を改正する等の条例の制定について

泉南阪南共立火葬場条例等の一部を改正する等の条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

泉南阪南共立火葬場の管理運営に関し必要な事項を定めるとともに、所要の改正を行う必要があることから、本条例を提案するものである。

泉南阪南共立火葬場条例等の一部を改正する等の条例

(泉南阪南共立火葬場条例の一部改正)

第1条 泉南阪南共立火葬場条例（平成30年泉南市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（指定管理者による管理）」に改め、同条中「ことができる」を「ものとする」に改める。

第4条中「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第16条とし、第3条の次に次の12条を加える。

（管理の基準）

第4条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、火葬場の管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 火葬の執行に関する業務

(2) 火葬場の施設（以下「施設」という。）の使用許可に関する業務

(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、火葬場の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

（開場時間）

第6条 火葬場の開場時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、別表多目的室午後6時から翌日の午前9時まで

での区分について許可した場合においては、これを翌日の午前9時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要であると認めるときは、市長の承認を得て、前項の開場時間を変更することができる。
- 3 前項の場合において、指定管理者は、その旨を火葬場への掲示その他の方法により、原則として1箇月前までに周知するものとする。ただし、そのいとまがないときは、この限りでない。

(休場日)

第7条 火葬場の休場日は、1月1日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

- 2 火葬場を臨時に開場し、又は休場する場合においては、前条第3項の規定を準用する。

(使用の許可)

第8条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、施設の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、その使用を許可しないことができる。

(使用の許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号に掲げる事項に該当すると認めるときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 火葬場を破損するおそれがあると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設の使用について、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるとき。
- (4) その他管理上支障のおそれがあるとき。

(使用の許可の条件)

第10条 指定管理者は、施設の使用を許可するときは、使用目的、期間及び使用料、その他管理上必要な条件を付けることができる。

(使用料)

第11条 第8条第1項の規定により施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、使用の許可を受けた際に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第14条 使用者は、施設の使用を終えたとき、又は第9条の規定により許可が取り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、施設の使用、建物又は設備を毀損し、又は滅失した場合において、前条に基づく原状回復ができないときは、市長の認定に基づき損害を賠償しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第11条関係）

区分	単位	使用料	
		泉南市及び阪南市の住民	左記以外の住民

12歳以上の遺体	1 体	20, 000円	100, 000円
12歳未満の遺体	1 体	13, 000円	65, 000円
生後1箇月未満の遺体及び死産児	1 体	6, 000円	30, 000円
手術肢体及び胞衣汚物	1 個	6, 000円	30, 000円
愛玩動物等	1 体	3, 000円	—
多目的室 午前 9 時から午後 6 時まで	1 時間	1, 500円	4, 500円
午後 6 時から翌日の午前 9 時まで	1 回	11, 500円	34, 500円

備考

1 この表中「泉南市及び阪南市の住民」とは、死亡者が死亡の当時泉南市又は阪南市に住所を有していた者をいう。
ただし、手術肢体及び胞衣汚物については使用者が、愛玩動物等については所有者が泉南市又は阪南市に住所を有している者をいう。

2 この表中「左記以外の住民」とは、前項の規定による者以外のものをいう。

（泉南市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正）

第 2 条 泉南市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年泉南市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表動物の死体の項を削る。

（泉南市火葬場設置条例の廃止）

第 3 条 泉南市火葬場設置条例（昭和 3 9 年泉南市条例第 8 号）は、廃止する。

（泉南市火葬場管理条例の廃止）

第 4 条 泉南市火葬場管理条例（平成 1 9 年泉南市条例第 2 1 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に泉南市火葬場管理条例の規定により行った使用許可（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の泉南阪南共立火葬場条例（以下「新条例」という。）の規定により行った使用許可とみなす。

3 新条例別表の規定は、施行日以後に死亡した者について適用し、施行日前に死亡した者については、なお従前の例による。

（準備行為）

4 施行日前においても、使用許可等に関する指定管理者が行う業務について必要な準備行為を指定管理者になるべき者に行わせることができる。

議案第 7 号

泉南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 9 年厚生労働省令第 4 8 号）が平成 2 9 年 3 月 3 1 日に施行されたことに伴い、本市条例においても所要の措置を講じる必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例

泉南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例（平成27年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「専門員（」の次に「介護支援専門員であって、」を、「第140条の68第1項」の次に「第1号」を加え、「した者」を「したもの（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）については、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）までの間は、この条例による改正後の泉南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第1項第3号に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しているものとみなす。

3 前項の規定により新条例第3条第1項第3号に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しているもの

とみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（同号の規定により、同号に規定する修了日から5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員研修のうち最初のものをいう。次項において同じ。）以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

- 4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第3条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。

議案第 8 号

平成 3 0 年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 3 0 年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 4 4, 0 2 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4, 2 2 5, 0 0 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 3 0 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(9) 地方特例交付金		46,200	△5,622	40,578
	1) 地方特例交付金	46,200	△5,622	40,578
(10) 地方交付税		2,673,470	109,956	2,783,426
	1) 地方交付税	2,673,470	109,956	2,783,426
(14) 国庫支出金		3,922,839	5,641	3,928,480
	2) 国庫補助金	289,520	5,641	295,161
(15) 府支出金		1,820,893	217	1,821,110
	2) 府補助金	473,886	217	474,103
(16) 財産収入		66,871	2,748	69,619
	1) 財産運用収入	12,759	2,748	15,507
(18) 繰入金		900,704	△1,200	899,504
	1) 基金繰入金	894,807	△1,200	893,607
(19) 諸収入		208,271	30,061	238,332
	6) 雑入	194,903	30,061	224,964
(20) 市債		2,368,500	△7,637	2,360,863

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	1)市 債	2,368,500	△7,637	2,360,863
(21)繰 越 金			9,863	9,863
	1)繰 越 金		9,863	9,863
歳 入 合 計		24,080,975	144,027	24,225,002

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(1) 議 会 費		225,631	△1,487	224,144
	1) 議 会 費	225,631	△1,487	224,144
(2) 総 務 費		2,088,288	12,509	2,100,797
	1) 総務管理費	1,561,913	10,852	1,572,765
	2) 徴 税 費	293,577	△9,349	284,228
	3) 戸籍住民基本台帳費	147,998	12,640	160,638
	4) 選 挙 費	53,464	△2,226	51,238
	5) 統計調査費	14,098	39	14,137
	6) 監査委員費	17,238	553	17,791
(3) 民 生 費		10,642,377	11,103	10,653,480
	1) 社会福祉費	3,125,983	△4,306	3,121,677
	2) 児童福祉費	3,863,446	1,501	3,864,947
	3) 生活保護費	1,997,239	11,288	2,008,527
	4) 国民健康保険費	829,701	2,000	831,701
	5) 介護保険費	826,008	620	826,628
(4) 衛 生 費		3,114,221	△1,056	3,113,165

款	項	補正前の額	補正額	計
	1)保健衛生費	1,983,171	306	1,983,477
	2)清掃費	1,120,533	△1,362	1,119,171
(5) 農林水産業費		151,675	12,204	163,879
	1)農業費	140,202	12,204	152,406
(6) 商工費		86,614	△1,273	85,341
	1)商工費	86,614	△1,273	85,341
(7) 土木費		1,535,087	△11,034	1,524,053
	1)土木管理費	144,528	1,741	146,269
	2)道路橋梁費	224,159	7,213	231,372
	4)都市計画費	1,083,205	△8,612	1,074,593
	5)住宅費	68,026	△11,376	56,650
(9) 教育費		1,920,806	66,147	1,986,953
	1)教育総務費	382,051	17,177	399,228
	2)小学校費	382,455	2,887	385,342
	3)中学校費	305,660	784	306,444
	4)幼稚園費	402,461	672	403,133
	5)社会教育費	372,090	43,997	416,087

	6)保健体育費	76,089	630	76,719
(11)諸支出金		294,342	56,914	351,256
	1)財政調整基金費	45	4,932	4,977
	5)ふるさと創生事業推進基金費	308	△255	53
	6)地域福祉基金費	382	255	637
	9)雑支出	78,009	51,982	129,991
歳 出 合 計		24,080,975	144,027	24,225,002

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
住民票等コンビニ交付事業 (平成30年度)	平成30年度～ 平成35年度	20,000千円
子ども・子育て支援事業計画策定等 委託事業 (平成30年度)	平成30年度～ 平成31年度	6,000千円
幼稚園バス運行委託事業 (平成30年度)	平成30年度～ 平成40年度	233,990千円

第3表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法
防災用広報システム整備事業	千円 8,500	普通貸借 (証書借入) 又 は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融通条件による。ただし、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	千円 9,700	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
臨時財政対策債	1,020,000	〃	〃	〃	1,011,163	〃	〃	〃

平成 3 0 年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 4 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
9 地方特例交付金		46,200	△5,622	40,578			
(1) 地方特例交付金		46,200	△5,622	40,578			
	1) 地方特例交付金	46,200	△5,622	40,578	1. 地方特例交付金	△5,622	減収補てん特例交付金
1 0 地方交付税		2,673,470	109,956	2,783,426			
(1) 地方交付税		2,673,470	109,956	2,783,426			
	1) 地方交付税	2,673,470	109,956	2,783,426	1. 地方交付税	109,956	
1 4 国庫支出金		3,922,839	5,641	3,928,480			
(2) 国庫補助金		289,520	5,641	295,161			
	1) 総務費補助金	25,049	5,076	30,125	21. 社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金	5,076	マイナンバーカード等の記載事項の充実に係る補助金
	2) 民生費補助金	133,143	276	133,419	5. 保育対策総合支援 事業費補助金	276	
	5) 教育費補助金	43,461	289	43,750	3. 特別支援教育就学 奨励費補助金	72	小学校分
					6. 子ども子育て支援 交付金	217	
1 5 府支出金		1,820,893	217	1,821,110			

款 15 府支出金

款 15 府支出金

項 2 府補助金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
(2) 府補助金		473, 886	217	474, 103			
	8) 教育費補助金	72, 955	217	73, 172	3. 子ども子育て支援 交付金	217	
1 6 財産収入		66, 871	2, 748	69, 619			
(1) 財産運用収入		12, 759	2, 748	15, 507			
	1) 利子及び配当金	1, 318	2, 748	4, 066	1. 利子及び配当金	2, 748	地域福祉基金利子 255 ふるさと創生事業推進基金利子 △255 保有株券にかかる配当金 2, 748
1 8 繰 入 金		900, 704	△1, 200	899, 504			
(1) 基金繰入金		894, 807	△1, 200	893, 607			
	1) 公共施設整備基金 繰入金	301, 725	△1, 200	300, 525	1. 公共施設整備基金 繰入金	△1, 200	
1 9 諸 収 入		208, 271	30, 061	238, 332			
(6) 雑 入		194, 903	30, 061	224, 964			
	1) 雑 入	194, 903	54	194, 957	15. 雑 入	54	介護施設等の整備に関する事業補助金返還金
	2) 過年度収入		30, 007	30, 007	1. 過年度収入	30, 007	施設型給付費国庫負担金 3, 175 生活保護費府費負担金 3, 951 児童手当国庫負担金 997 生活保護費国庫負担金 12, 990 低所得者保険料軽減国庫負担金 310 低所得者保険料軽減府費負担金 155 施設型給付費等府費負担金 2, 103 児童扶養手当国庫負担金 4, 830 障害者医療費国庫負担金 547 自立支援医療（更生医療）府費負担金 949

20 市 債		2,368,500	△7,637	2,360,863			
(1) 市 債		2,368,500	△7,637	2,360,863			
	1) 総 務 債	8,500	1,200	9,700	1. 防災用広報システム整備事業債	1,200	
	8) 臨時財政対策債	1,020,000	△8,837	1,011,163	1. 臨時財政対策債	△8,837	
21 繰 越 金			9,863	9,863			
(1) 繰 越 金			9,863	9,863			
	1) 繰 越 金		9,863	9,863	1. 前年度繰越金	9,863	
歳 入 合 計		24,080,975	144,027	24,225,002			

款 21 繰 越 金 項 1 繰 越 金 目 1 繰 越 金

歳 出

款 1 議 会 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 議 会 費	225, 631	△1, 487	224, 144		△1, 487		
(1) 議 会 費	225, 631	△1, 487	224, 144		△1, 487		
1) 議 会 費	225, 631	△1, 487	224, 144		△1, 487		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△675		23, 832
				3. 職員手当等	△633		51, 459
[1] 人件費事業	203, 837	△1, 487	202, 350	4. 共 済 費	△179		41, 074
					△1, 487		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△675	一般職	23, 832
				3. 職員手当等	△633	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△40 △30 △323 △240
				4. 共 済 費	△179	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	△533 230 124
							41, 074
2 総 務 費	2, 088, 288	12, 509	2, 100, 797		6, 276		
				国庫支出金			
				5, 076			
(1) 総務管理費	1, 561, 913	10, 852	1, 572, 765	市債			
				1, 200			
					9, 652		
1) 一般管理費	157, 215	4, 109	161, 324	市債			
				1, 200			
					4, 109		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△526		45, 772

				3. 職員手当等 4. 共 済 費 12. 役 務 費 15. 工事請負費	△799 △386 330 5,490		27,113 14,708 7,887 3,520
[1]人件費事業	87,593	△1,711	85,882		△1,711		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△526	一般職	45,772
				3. 職員手当等	△799	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 児童手当	△33 △456 △130 △90 △90
				4. 共 済 費	△386	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	△717 215 116
[9]庁舎改修事業	3,520	5,820	9,340		5,820	総務課	
				節 区 分	金 額		
				12. 役 務 費	330	建築確認等手数料	
				15. 工事請負費	5,490		3,520
2) 人事管理費	466,312	15,807	482,119		15,807		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	△64,506 99,294 △18,981		108,090 266,588 69,728
[1]人件費事業	444,406	15,807	460,213		15,807		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△64,506	一般職	108,090
				3. 職員手当等	99,294	扶養手当 地域手当 管理職手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当	△117 △3,878 △768 △648 △2,430 20 △10,519

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 2 人事管理費

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 2 人事管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
						勤勉手当 △7,845 退職手当 125,479	
				4. 共 済 費	△18,981	共済組合納付金 △16,653 厚生年金保険料 △321 雇用保険料 △1,500 厚生会事業補給金 △290 健康保険料 △217	69,728
4) 行政管理費	19,818	36	19,854		36		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	36		2,775
[1] 人件費事業	15,969	36	16,005		36		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	36	共済組合納付金	2,775
5) 財政管理費	293,422	△2,287	291,135		△2,287		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,529		42,775
				3. 職員手当等	△689		30,719
				4. 共 済 費	△69		14,989
[1] 人件費事業	88,483	△2,287	86,196		△2,287		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,529	一般職	42,775
				3. 職員手当等	△689	扶養手当 △78 地域手当 △97 管理職手当 △576 住居手当 297 通勤手当 26 期末手当 △184 勤勉手当 △77	30,719
				4. 共 済 費	△69	共済組合納付金	14,989
6) 契約検査費	38,309	△1,476	36,833		△1,476		

				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△606		18,749
				3. 職員手当等	△660		11,319
				4. 共 済 費	△210		6,476
[1]人件費事業	36,544	△1,476	35,068		△1,476		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△606	一般職	18,749
				3. 職員手当等	△660	扶養手当 地域手当 管理職手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△336 △56 △96 96 129 △235 △162
				4. 共 済 費	△210	共済組合納付金	6,476
7)会計管理費	37,014	9,095	46,109		9,095		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	4,511		17,916
				3. 職員手当等	2,718		11,163
				4. 共 済 費	1,866		6,001
[1]人件費事業	35,080	9,095	44,175		9,095		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	4,511	一般職	17,916
				3. 職員手当等	2,718	地域手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	271 324 108 1,191 824
				4. 共 済 費	1,866	共済組合納付金 厚生会事業補給金	1,854 12
8)財産管理費	53,419	△8,913	44,506		△8,913		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△4,541		13,870

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 8 財産管理費

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 8 財産管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額			
				特 定 財 源	一 般 財 源					
				節 区 分	金 額					
				3. 職員手当等 4. 共 済 費	△2, 784 △1, 588		10, 059 5, 073			
[1]人件費事業	29, 002	△8, 913	20, 089		△8, 913					
				節 区 分	金 額					
				2. 給 料	△4, 541	一般職	13, 870			
				3. 職員手当等	△2, 784	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△360 △294 △51 △1, 228 △851	10, 059		
				4. 共 済 費	△1, 588	共済組合納付金 厚生会事業補給金	△1, 576 △12	5, 073		
				9)企 画 費	216, 327	△2, 711	213, 616	1, 200	△3, 911	
				市債						
				1, 200						
				節 区 分	金 額					
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	△2, 295 △191 △225		49, 022 32, 939 16, 489			
				[1]人件費事業	98, 450	△2, 711	95, 739	△2, 711		
								節 区 分	金 額	
2. 給 料	△2, 295	一般職	49, 022							
3. 職員手当等	△191	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	498 △108 580 23 △90 △640 △454					32, 939		
4. 共 済 費	△225	共済組合納付金 厚生年金保険料	△619 248					16, 489		

						健康保険料	146	
[14]防災情報伝達推進事業	17,284	0	17,284	1,200	△1,200			
				市債 1,200 [防災用広報システム整備事業債 1,200]				
12)人権推進費	95,858	△2,808	93,050		△2,808			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	△1,955 △406 △447			35,554 24,028 12,498
[1]人件費事業	72,080	△2,808	69,272		△2,808			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△1,955	一般職		35,554
				3. 職員手当等	△406	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	295 △99 199 60 △497 △364	24,028
				4. 共 済 費	△447	共済組合納付金		12,498
(2)徴 税 費	293,577	△9,349	284,228		△9,349			
1)賦 課 費	165,051	△1,109	163,942		△1,109			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	△51 △747 △311			53,411 35,729 18,940
[1]人件費事業	108,080	△1,109	106,971		△1,109			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	△51	一般職		53,411

款 2 総 務 費 項 2 徴 税 費 目 1 賦 課 費

款 2 総 務 費 項 2 徴 税 費 目 1 賦 課 費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	△747	扶養手当 600 地域手当 32 住居手当 △648 通勤手当 269 児童手当 175 期末手当 △702 勤勉手当 △473	35,729
				4. 共 済 費	△311	共済組合納付金 △1,181 厚生年金保険料 548 厚生会事業補給金 11 健康保険料 311	18,940
2)徴 収 費	127,326	△8,240	119,086		△8,240		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△3,557		43,605
				3. 職員手当等	△3,571		27,898
				4. 共 済 費	△1,112		14,977
[1]人件費事業	86,480	△8,240	78,240		△8,240		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△3,557	一般職	43,605
				3. 職員手当等	△3,571	扶養手当 △672 地域手当 △253 管理職手当 △480 通勤手当 △226 児童手当 △75 期末手当 △1,170 勤勉手当 △695	27,898
				4. 共 済 費	△1,112	共済組合納付金 △678 厚生年金保険料 △254 厚生会事業補給金 △12 健康保険料 △168	14,977
(3)戸籍住民基本台帳費	147,998	12,640	160,638				
				5,076	7,564		
				国庫支出金			
				5,076			

1) 戸籍住民基本台帳費	147,998	12,640	160,638	5,076	7,564		
				国庫支出金 5,076			
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費 13. 委 託 料	4,063 2,137 1,364 5,076		52,426 27,909 16,064 827
[1] 人件費事業	96,399	7,564	103,963		7,564		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	4,063	一般職	52,426
				3. 職員手当等	2,137	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	258 259 344 △100 797 579
				4. 共 済 費	1,364	共済組合納付金 厚生年金保険料 厚生会事業補給金 健康保険料	1,058 206 22 78
							16,064
[2] 住民登録事務事業	23,087	5,076	28,163	5,076		市民課	
				国庫支出金 5,076 [社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金 5,076]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	5,076	電算委託料	827
(4) 選 挙 費	53,464	△2,226	51,238		△2,226		
1) 選挙管理委員会費	20,535	9,352	29,887		9,352		

款 2 総 務 費 項 4 選 挙 費 目 1 選挙管理委員会費

款 2 総 務 費 項 4 選 挙 費 目 1 選挙管理委員会費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額	
				特 定 財 源	一 般 財 源			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	4,877		9,028	
				3. 職員手当等	2,198		6,429	
				4. 共 済 費	2,277		3,166	
					9,352			
[1]人件費事業	18,623	9,352	27,975	節 区 分	金 額			
				2. 給 料	4,877	一般職	9,028	
				3. 職員手当等	2,198	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	△213 279 24 1,245 863	6,429
				4. 共 済 費	2,277	共済組合納付金 厚生会事業補給金	2,265 12	3,166
					△11,578			
2)市長選挙費	27,966	△11,578	16,388	節 区 分	金 額			
				1. 報 酬	△92		1,132	
				3. 職員手当等	△2,555		9,218	
				7. 賃 金	△63		802	
				8. 報 償 費	△73		179	
				9. 旅 費	△4		4	
				11. 需 用 費	△680		1,316	
				12. 役 務 費	△330		2,358	
				13. 委 託 料	△3,460		5,962	
				14. 使用料及び賃借料	△509		1,084	
16. 原材料費	△22		22					
19. 負担金、補助及び交付金	△3,790		5,889					
[1]選挙等執行事業	27,966	△11,578	16,388		△11,578	選挙管理委員会事務局		
				節 区 分	金 額			
				1. 報 酬	△92	選挙立会人報酬 期日前投票所の投票管理者報酬	△23 △69	1,132
				3. 職員手当等	△2,555	超勤手当 管理職特別勤務手当	△2,203 △352	9,218

				7. 賃 金	△63	アルバイト賃金	802
				8. 報 償 費	△73	ポスター掲示場設置箇所謝礼	179
				9. 旅 費	△4	普通旅費	4
				11. 需 用 費	△680	消耗品費 食糧費 印刷製本費	△101 △1 △578 1,316
				12. 役 務 費	△330	郵便料 電話料 し尿汲取手数料 速報電話架設料 不在者投票管理執行経費 ポスター掲示場賠償責任保険料 器具点検料 選挙事務従事者等傷害保険料	△42 △46 △9 △51 △128 △8 △35 △11 2,358
				13. 委 託 料	△3,460	電算委託料 選挙公報配布委託料 警備委託料 ポスター掲示場設置及び撤去費	△517 △163 △49 △2,731 5,962
				14. 使用料及び賃借料	△509	器具借上料 会場借上料 車両借上料	△259 △246 △4 1,084
				16. 原材料費	△22		22
				19. 負担金、補助及び 交付金	△3,790	選挙運動用通常葉書郵送料負担金 選挙運動用自動車使用料負担金 選挙運動用ポスター作成料負担金 選挙運動用ビラ作成料負担金	△1,021 △1,436 △1,092 △241 5,889
(5)統計調査費	14,098	39	14,137		39		
1)統計調査総務費	8,377	39	8,416		39		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	39		1,479
[1]人件費事業	8,356	39	8,395		39		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	39	共済組合納付金	1,479
(6)監査委員費	17,238	553	17,791		553		

款 2 総 務 費 項 6 監査委員費

款 2 総 務 費 項 6 監査委員費 目 1 監査委員費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1) 監査委員費	17,238	553	17,791		553		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等 4. 共 済 費	327 226		4,292 2,718
[1] 人件費事業	15,828	553	16,381		553		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	327	扶養手当 240 地域手当 14 期末手当 44 勤勉手当 29	4,292
				4. 共 済 費	226	共済組合納付金	2,718
3 民 生 費	10,642,377	11,103	10,653,480		741		
				国庫支出金	276		
				諸収入	465		
(1) 社会福祉費	3,125,983	△4,306	3,121,677		△4,306		
1) 社会福祉総務費	165,010	△15,020	149,990		△15,020		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	△7,218 △5,382 △2,420		34,863 23,474 12,004
[1] 人件費事業	70,341	△15,020	55,321		△15,020		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△7,218	一般職	34,863
				3. 職員手当等	△5,382	扶養手当 △438 地域手当 △459 管理職手当 △576 住居手当 206 通勤手当 △77	23,474

						児童手当 △480 期末手当 △2,130 勤勉手当 △1,428	
				4. 共 済 費	△2,420	共済組合納付金 △2,408 厚生会事業補給金 △12	12,004
5) 国民年金費	18,191	152	18,343		152		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	561 △480 71		8,821 5,466 2,815
[1] 人件費事業	17,102	152	17,254		152		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	561	一般職	8,821
				3. 職員手当等	△480	扶養手当 △198 地域手当 22 住居手当 △324 通勤手当 △26 児童手当 △180 期末手当 133 勤勉手当 93	5,466
				4. 共 済 費	71	共済組合納付金 65 厚生年金保険料 8 健康保険料 △2	2,815
8) 障害福祉費	1,613,578	4,311	1,617,889		4,311		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	2,512 1,388 411		39,631 23,893 13,386
[1] 人件費事業	76,533	4,311	80,844		4,311		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	2,512	一般職	39,631
				3. 職員手当等	1,388	扶養手当 576 地域手当 185 通勤手当 △96	23,516

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 8 障害福祉費

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 8 障害福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
						児童手当 260 期末手当 276 勤勉手当 187	
				4. 共 済 費	411	共済組合納付金 82 厚生年金保険料 206 厚生会事業補給金 12 健康保険料 111	13,386
9) 老人福祉費	88,416	△602	87,814		△602		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	97		11,052
				3. 職員手当等	△626		7,257
				4. 共 済 費	△73		3,818
[1] 人件費事業	22,127	△602	21,525		△602		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	97	一般職	11,052
				3. 職員手当等	△626	扶養手当 △300 地域手当 △13 児童手当 △240 期末手当 △43 勤勉手当 △30	7,257
				4. 共 済 費	△73	共済組合納付金	3,818
11) 老人集会場費	21,189	2,510	23,699		2,510		
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	2,510		
[2] 老人集会場改修事業		2,510	2,510		2,510	長寿社会推進課	
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	2,510		
12) その他社会福祉費	18,381	702	19,083		702		

				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	702		
[1]その他の集会所 維持管理事業	18,381	702	19,083		702	長寿社会推進課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	702	植木剪定委託料	
14)後期高齢者医療 費	854,571	3,641	858,212		3,641		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	3,641		180,030
[1]後期高齢者医療 事業特別会計繰 出金事業	180,030	3,641	183,671		3,641	保険年金課	
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	3,641	後期高齢者医療事業特別会計への繰出金	180,030
(2)児童福祉費	3,863,446	1,501	3,864,947	276	1,225		
				国庫支出金 276			
1)児童福祉総務費	1,148,826	74	1,148,900		74		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等 4. 共 済 費	27 47		5,420 3,271
[1]人件費事業	18,617	74	18,691		74		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	27	通勤手当	5,420
				4. 共 済 費	47	共済組合納付金	3,271
5)保育子育て支援 費	78,099	16,150	94,249		16,150		

款 3 民 生 費 項 2 児童福祉費 目 5 保育子育て支援費

款 3 民 生 費 項 2 児童福祉費 目 5 保育子育て支援費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	9,761		34,500
				3. 職員手当等	3,399		20,492
				4. 共 済 費	2,990		10,905
[1]人件費事業	65,897	16,150	82,047		16,150		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	9,761	一般職	34,500
				3. 職員手当等	3,399	扶養手当 地域手当 管理職手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△516 555 △480 648 222 △360 1,926 1,404
				4. 共 済 費	2,990	共済組合納付金 厚生年金保険料 厚生会事業補給金 健康保険料	2,973 3 36 △22
							10,905
6) 保育教育支援費	1,486,029	△17,920	1,468,109	276	△18,196		
				国庫支出金			
				276			
				節 区 分	金 額		
[1]人件費事業	198,939	△18,597	180,342	2. 給 料	△9,774		111,270
				3. 職員手当等	△5,929		53,623
				4. 共 済 費	△2,894		34,046
				11. 需 用 費	269		22,732
				19. 負担金、補助及び 交付金	408		792,457
[1]人件費事業	198,939	△18,597	180,342		△18,597		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△9,774	一般職	111,270
				3. 職員手当等	△5,929	扶養手当	△753 53,623

						地域手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△631 243 △95 △640 △2,330 △1,723	
				4. 共 済 費	△2,894	共済組合納付金 厚生年金保険料 厚生会事業補給金 健康保険料	△2,842 6 △35 △23	34,046
[3]認定こども園事業	57,283	269	57,552		269	保育子育て支援課		
				節 区 分	金 額			
				11. 需 用 費	269	修繕料		22,232
[4]民間保育所等支援事業	1,072,317	408	1,072,725		276	132	保育子育て支援課	
				国庫支出金 276 [保育対策総合支援 事業費補助金 276]				
				節 区 分	金 額			
				19. 負担金、補助及び 交付金	408	民間保育所等運営費補助金		792,313
7)子ども総合支援 センター費	193,730	2,902	196,632		2,902			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	1,868 624 410			80,055 34,127 21,298
[1]人件費事業	135,480	2,902	138,382		2,902			
				節 区 分	金 額			
				2. 給 料	1,868	一般職		80,055
				3. 職員手当等	624	扶養手当	78	34,127

款 3 民 生 費 項 2 児童福祉費 目 7 子ども総合支援センター費

款 3 民 生 費 項 2 児童福祉費 目 7 子ども総合支援センター費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
						地域手当 116 住居手当 △324 通勤手当 585 児童手当 200 期末手当 △109 勤勉手当 78	
				4. 共 済 費	410	共済組合納付金 601 厚生年金保険料 △30 厚生会事業補給金 12 健康保険料 △173	21, 298
8) 地域子育て支援 センター事業費	36, 694	295	36, 989		295		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	89 44 162		12, 473 8, 020 4, 136
[1] 人件費事業	24, 629	295	24, 924		295		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	89	一般職	12, 473
				3. 職員手当等	44	地域手当 6 期末手当 23 勤勉手当 15	8, 020
				4. 共 済 費	162	共済組合納付金	4, 136
(3) 生活保護費	1, 997, 239	11, 288	2, 008, 527		11, 288		
1) 生活保護費	1, 997, 239	11, 288	2, 008, 527		11, 288		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	5, 453 4, 298 1, 537		45, 162 25, 819 14, 059
[1] 人件費事業	85, 040	11, 288	96, 328		11, 288		

				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	5,453	一般職	45,162
				3. 職員手当等	4,298	扶養手当 地域手当 管理職手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	25,819
				4. 共 済 費	1,537	共済組合納付金 厚生年金保険料 厚生会事業補給金 健康保険料	14,059
(4) 国民健康保険費	829,701	2,000	831,701		2,000		
1) 国民健康保険費	829,701	2,000	831,701		2,000		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	2,000		829,701
[1] 国民健康保険事業特別会計繰出金事業	829,701	2,000	831,701		2,000	保険年金課	
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	2,000	国民健康保険事業特別会計への繰出金	829,701
(5) 介護保険費	826,008	620	826,628	465	155		
				諸収入			
				465			
1) 介護保険費	826,008	620	826,628	465	155		
				諸収入			
				465			
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	620		825,197

款 3 民 生 費 項 5 介護保険費 目 1 介護保険費

款 3 民 生 費 項 5 介護保険費 目 1 介護保険費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
[1]介護保険事業特別会計繰出金事業	825, 197	620	825, 817	465	155	長寿社会推進課	
				諸収入 465			
				[低所得者保険料軽減国庫負担金 310]			
				[低所得者保険料軽減府費負担金 155]			
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	620	介護保険事業特別会計への繰出金	825, 197
4 衛 生 費	3, 114, 221	△1, 056	3, 113, 165		△1, 056		
(1)保健衛生費	1, 983, 171	306	1, 983, 477		306		
1)保健センター費	91, 647	267	91, 914		267		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	117 △83 233		43, 617 25, 557 14, 359
					267		
[1]人件費事業	83, 533	267	83, 800	節 区 分	金 額		
				2. 給 料	117	一般職	43, 617
				3. 職員手当等	△83	地域手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	7 △100 6 4
				4. 共 済 費	233	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	238 3 △8
							14, 359
8)公害対策費	14, 749	39	14, 788		39		

				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	39		1,474
[1]人件費事業	8,530	39	8,569		39		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	39	共済組合納付金	1,474
(2)清 掃 費	1,120,533	△1,362	1,119,171		△1,362		
1)清掃総務費	40,812	3,373	44,185		3,373		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	2,152		18,358
				3. 職員手当等	507		11,411
				4. 共 済 費	714		6,378
[1]人件費事業	36,147	3,373	39,520		3,373		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	2,152	一般職	18,358
				3. 職員手当等	507	扶養手当 地域手当 管理職手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△24 128 96 186 △420 336 205
				4. 共 済 費	714	共済組合納付金 厚生年金保険料 厚生会事業補給金 健康保険料	285 255 12 162
2)塵芥処理費	910,336	△4,735	905,601		△4,735		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2,267		124,646
				3. 職員手当等	△1,836		74,829
				4. 共 済 費	△632		41,830
[1]人件費事業	241,380	△4,735	236,645		△4,735		

款 4 衛 生 費 項 2 清 掃 費 目 2 塵芥処理費

款 4 衛 生 費 項 2 清 掃 費 目 2 塵芥処理費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△2, 267	一般職	124, 646
				3. 職員手当等	△1, 836	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	74, 829
				4. 共 済 費	△632	共済組合納付金 厚生年金保険料 厚生会事業補給金 健康保険料	41, 830
5 農林水産業費	151, 675	12, 204	163, 879		12, 204		
(1) 農 業 費	140, 202	12, 204	152, 406		12, 204		
1) 農業委員会費	35, 832	463	36, 295		463		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	102		15, 521
				3. 職員手当等	114		9, 717
				4. 共 済 費	247		5, 240
[1] 人件費事業	33, 687	463	34, 150		463		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	102	一般職	15, 521
				3. 職員手当等	114	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	9, 717
				4. 共 済 費	247	共済組合納付金	5, 240
2) 農業総務費	52, 026	11, 741	63, 767		11, 741		

				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	6,850		24,918
				3. 職員手当等	2,702		17,224
				4. 共 済 費	2,189		9,465
[1]人件費事業	51,607	11,741	63,348		11,741		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	6,850	一般職	24,918
				3. 職員手当等	2,702	扶養手当 地域手当 管理職手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	438 437 △480 △96 △259 △100 1,605 1,157
				4. 共 済 費	2,189	共済組合納付金 厚生会事業補給金	2,165 24
6 商 工 費	86,614	△1,273	85,341		△1,273		
(1)商 工 費	86,614	△1,273	85,341		△1,273		
1)商工総務費	47,189	△1,273	45,916		△1,273		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△683		23,801
				3. 職員手当等	△571		15,217
				4. 共 済 費	△19		8,171
[1]人件費事業	47,189	△1,273	45,916		△1,273		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△683	一般職	23,801
				3. 職員手当等	△571	地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△41 △51 20 △288 △211
				4. 共 済 費	△19	共済組合納付金 厚生年金保険料	△378 237

款 6 商 工 費 項 1 商 工 費 目 1 商工総務費

款 6 商 工 費 項 1 商 工 費 目 1 商工総務費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
						健康保険料 122	
7 土 木 費	1,535,087	△11,034	1,524,053		△11,034		
(1) 土木管理費	144,528	1,741	146,269		1,741		
1) 土木総務費	144,528	1,741	146,269		1,741		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	534		70,212
				3. 職員手当等	470		48,362
[1] 人件費事業	143,377	1,741	145,118	4. 共 済 費	737		24,803
					1,741		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	534	一般職	70,212
				3. 職員手当等	470	扶養手当 483 地域手当 61 住居手当 324 通勤手当 239 期末手当 △236 勤勉手当 △401	48,362
				4. 共 済 費	737	共済組合納付金 725 厚生会事業補給金 12	24,803
(2) 道路橋梁費	224,159	7,213	231,372		7,213		
1) 道路橋梁総務費	30,731	△998	29,733		△998		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△222		15,724
				3. 職員手当等	△665		9,353
[1] 人件費事業	30,231	△998	29,233	4. 共 済 費	△111		5,154
					△998		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△222	一般職	15,724
				3. 職員手当等	△665	地域手当 △13	9,353

						期末手当 △270 勤勉手当 △382	
				4. 共 済 費	△111	共済組合納付金	5,154
2) 交通安全対策費	81,199	8,211	89,410		8,211		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	4,421 2,289 1,501		4,562 2,815 1,567
[1] 人件費事業	8,944	8,211	17,155		8,211		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	4,421	一般職	4,562
				3. 職員手当等	2,289	扶養手当 78 地域手当 270 通勤手当 24 期末手当 1,133 勤勉手当 784	2,815
				4. 共 済 費	1,501	共済組合納付金 1,489 厚生会事業補給金 12	1,567
(4) 都市計画費	1,083,205	△8,612	1,074,593		△8,612		
1) 都市政策総務費	45,786	△9,795	35,991		△9,795		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	△4,431 △3,829 △1,535		19,200 14,193 6,887
[1] 人件費事業	40,280	△9,795	30,485		△9,795		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△4,431	一般職	19,200
				3. 職員手当等	△3,829	扶養手当 △420 地域手当 △291 管理職手当 △480 通勤手当 △120 児童手当 △400 期末手当 △1,252	14,193

款 7 土 木 費 項 4 都市計画費 目 1 都市政策総務費

款 7 土 木 費 項 4 都市計画費 目 1 都市政策総務費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
						勤勉手当 △866	
				4. 共 済 費	△1, 535	共済組合納付金 △1, 523 厚生会事業補給金 △12	6, 887
2) 審査指導事業総務費	19, 190	207	19, 397		207		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	207		3, 110
[1] 人件費事業	18, 826	207	19, 033		207		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	207	共済組合納付金	3, 110
3) 広域まちづくり総務費	33, 059	747	33, 806		747		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等 4. 共 済 費	613 134		11, 856 4, 252
[1] 人件費事業	31, 944	747	32, 691		747		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	613	通勤手当 416 児童手当 150 期末手当 28 勤勉手当 19	11, 856
				4. 共 済 費	134	共済組合納付金	4, 252
5) 公共下水道費	782, 673	229	782, 902		229		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	229		782, 673
[1] 下水道事業特別会計繰出金事業	782, 673	229	782, 902		229	上下水道総務課	

				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	229	下水道事業特別会計への繰出金	782, 673
(5)住 宅 費	68, 026	△11, 376	56, 650		△11, 376		
1)住宅管理費	67, 120	△11, 376	55, 744		△11, 376		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△5, 777		13, 171
				3. 職員手当等	△3, 503		8, 319
				4. 共 済 費	△2, 096		4, 632
[1]人件費事業	26, 122	△11, 376	14, 746		△11, 376		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△5, 777	一般職	13, 171
				3. 職員手当等	△3, 503	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	8, 319
				4. 共 済 費	△2, 096	共済組合納付金 厚生会事業補給金	4, 632
9 教 育 費	1, 920, 806	66, 147	1, 986, 953	506	65, 641		
				国庫支出金	289		
				府支出金	217		
(1)教育総務費	382, 051	17, 177	399, 228		17, 177		
2)事務局費	172, 586	16, 924	189, 510		16, 924		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	8, 413		85, 534
				3. 職員手当等	5, 279		55, 392
				4. 共 済 費	3, 232		29, 074
[1]人件費事業	170, 000	16, 924	186, 924		16, 924		

款 9 教 育 費 項 1 教育総務費 目 2 事務局費

款 9 教 育 費 項 1 教育総務費 目 2 事務局費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	8,413	特別職 一般職 △1,853 10,266	85,534
				3. 職員手当等	5,279	扶養手当 地域手当 管理職手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当 618 542 △48 △324 153 30 2,538 1,770	55,392
				4. 共 済 費	3,232	共済組合納付金 厚生年金保険料 厚生会事業補給金 健康保険料 2,900 196 33 103	29,074
					253		
				節 区 分	金 額		
5) 人権教育推進費	33,497	253	33,750	2. 給 料	85		14,317
				3. 職員手当等	136		10,120
				4. 共 済 費	32		5,081
[1] 人件費事業	29,518	253	29,771		253		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	85	一般職	14,317
				3. 職員手当等	136	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 6 96 20 14	10,120
				4. 共 済 費	32	共済組合納付金	5,081
(2) 小学校費	382,455	2,887	385,342	72	2,815		
				国庫支出金 72			
1) 学校管理費	133,051	61	133,112		61		

				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	61		4,712
[1]人件費事業	27,727	61	27,788		61		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	61	共済組合納付金	4,712
2)教育振興費	79,060	2,395	81,455	72	2,323		
				国庫支出金			
				72			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	2,395		57,780
[1]就学援助事業	57,780	2,395	60,175	72	2,323	学務課	
				国庫支出金			
				72			
				[特別支援教育就学 奨励費補助金			
				72]			
				節 区 分	金 額		
				20. 扶 助 費	2,395	要保護及び準要保護児童生徒援助費 特別支援教育就学奨励費	2,103 292
3)学校施設整備費	19,183	1,871	21,054		1,871		
				節 区 分	金 額		
				11. 需 用 費	1,871		15,595
[1]施設保全整備事業	19,183	1,871	21,054		1,871	教育総務課	
				節 区 分	金 額		
				11. 需 用 費	1,871	修繕料	15,595
4)学校給食センター費	151,161	△1,440	149,721		△1,440		

款 9 教 育 費 項 2 小学校費 目 4 学校給食センター費

款 9 教 育 費 項 2 小学校費 目 4 学校給食センター費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	△375 △1,135 70		15,001 10,320 5,008
[1]人件費事業	30,352	△1,440	28,912		△1,440		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△375	一般職	15,001
				3. 職員手当等	△1,135	扶養手当 地域手当 管理職手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△96 △28 △576 △24 △120 △172 △119
				4. 共 済 費	70	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	62 7 1
(3)中学校費	305,660	784	306,444		784		
1) 学校管理費	77,334	△67	77,267		△67		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等 4. 共 済 費	△100 33		8,437 4,405
[1]人件費事業	25,731	△67	25,664		△67		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	△100	児童手当	8,437
				4. 共 済 費	33	共済組合納付金	4,405
3) 学校施設整備費	87,280	851	88,131		851		
				節 区 分	金 額		
				11. 需 用 費	851		9,871

[1]施設保全整備事業	16,303	851	17,154		851	教育総務課	
				節 区 分	金 額		
				11. 需 用 費	851	修繕料	6,471
(4)幼稚園費	402,461	672	403,133		672		
1)幼稚園費	302,915	672	303,587		672		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	863 △284 93		164,305 76,254 45,798
[1]人件費事業	286,357	672	287,029		672		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	863	一般職	164,305
				3. 職員手当等	△284	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	258 67 △324 △50 △127 △108
				4. 共 済 費	93	共済組合納付金 厚生年金保険料 健康保険料	86 109 △102
(5)社会教育費	372,090	43,997	416,087	434	43,563		
				国庫支出金 217			
				府支出金 217			
1)社会教育総務費	53,776	9,051	62,827		9,051		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	4,547 2,823 1,681		25,488 17,815 9,230

款 9 教 育 費 項 5 社会教育費 目 1 社会教育総務費

款 9 教 育 費 項 5 社会教育費 目 1 社会教育総務費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
[1]人件費事業	52,533	9,051	61,584		9,051		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	4,547	一般職	25,488
				3. 職員手当等	2,823	扶養手当 162 地域手当 283 通勤手当 48 児童手当 260 期末手当 1,222 勤勉手当 848	17,815
				4. 共 済 費	1,681	共済組合納付金 1,669 厚生会事業補給金 12	9,230
5) 青少年センター費	37,518	15,877	53,395		15,877		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	8,242		13,632
				3. 職員手当等	4,990		9,910
[1]人件費事業	28,548	15,877	44,425	4. 共 済 費	2,645		5,006
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	8,242	一般職	13,632
				3. 職員手当等	4,990	扶養手当 672 地域手当 535 住居手当 △324 通勤手当 101 児童手当 610 期末手当 2,035 勤勉手当 1,361	9,910
				4. 共 済 費	2,645	共済組合納付金 2,621 厚生会事業補給金 24	5,006
6) 留守家庭児童会費	77,985	△58	77,927				
				434	△492		
				国庫支出金			
				217			

				府支出金 217			
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△394		34, 872
				3. 職員手当等	△232		11, 216
				4. 共 済 費	△84		7, 535
[1]人件費事業	52, 607	△710	51, 897	11. 需用費	54		3, 283
				12. 役 務 費	430		542
				13. 委 託 料	168		113
					△710		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△394	一般職	34, 872
				3. 職員手当等	△232	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	10, 200
						△24 18 △140 △86	
				4. 共 済 費	△84	厚生年金保険料 厚生会事業補給金 健康保険料	7, 535
						10 △2 △92	
[2]留守家庭児童会 運営事業	25, 378	652	26, 030				
				434	218	生涯学習課	
				国庫支出金 217			
				[子ども子育て支援 交付金 217]			
				府支出金 217			
				[子ども子育て支援 交付金 217]			
				節 区 分	金 額		
				11. 需 用 費	54	印刷製本費	3, 283
				12. 役 務 費	430	広告料	542

款 9 教 育 費 項 5 社会教育費 目 6 留守家庭児童会費

款 9 教 育 費 項 5 社会教育費 目 6 留守家庭児童会費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	168	電算委託料	113
8) 公民館費	43,534	17,353	60,887		17,353		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	9,202		14,791
				3. 職員手当等	4,971		7,248
				4. 共 済 費	3,180		4,116
[1] 人件費事業	26,155	17,353	43,508		17,353		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	9,202	一般職	14,791
				3. 職員手当等	4,971	扶養手当 地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	7,248
				4. 共 済 費	3,180	共済組合納付金 厚生年金保険料 厚生会事業補給金 健康保険料	4,116
9) 図書館及びホール費	99,768	29	99,797		29		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	29		6,068
[1] 人件費事業	34,646	29	34,675		29		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	29	共済組合納付金	6,068
10) 文化財保護費	34,385	△658	33,727		△658		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△106		13,433

				3. 職員手当等 4. 共 済 費	△750 198		10, 037 4, 836
[1]人件費事業	28, 295	△658	27, 637		△658		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△106	一般職	13, 433
				3. 職員手当等	△750	扶養手当 地域手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△300 △24 △24 △240 △96 △66 10, 037
				4. 共 済 費	198	共済組合納付金	4, 825
12)埋蔵文化財センター費	8, 701	2, 403	11, 104		2, 403		
				節 区 分	金 額		
				11. 需 用 費	2, 403		4, 430
[1]施設維持管理事業	5, 821	2, 403	8, 224		2, 403	生涯学習課	
				節 区 分	金 額		
				11. 需 用 費	2, 403	修繕料	3, 011
(6)保健体育費	76, 089	630	76, 719		630		
1)保健体育総務費	13, 069	630	13, 699		630		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	1, 019 △623 234		6, 195 4, 298 2, 027
[1]人件費事業	12, 520	630	13, 150		630		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	1, 019	一般職	6, 195
				3. 職員手当等	△623	扶養手当 地域手当	△498 31 4, 298

款 9 教 育 費 項 6 保健体育費 目 1 保健体育総務費

款 9 教 育 費 項 6 保健体育費 目 1 保健体育総務費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
						通勤手当 524 児童手当 △300 期末手当 △281 勤勉手当 △99	
				4. 共 済 費	234	共済組合納付金 △137 厚生年金保険料 133 厚生会事業補給金 12 健康保険料 226	2,027
1 1 諸支出金	294,342	56,914	351,256	4,986	51,928		
				財産収入			
				諸収入 54			
				繰越金 4,932			
(1)財政調整基金費	45	4,932	4,977	4,932			
				繰越金 4,932			
1)財政調整基金費	45	4,932	4,977	4,932			
				繰越金 4,932			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	4,932		45
[1]財政調整基金事業	45	4,932	4,977	4,932		財政課	
				繰越金 4,932			
				[前年度繰越金 4,932]			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	4,932		45

(5)ふるさと創生事業推進基金費	308	△255	53	△255			
				財産収入 △255			
1)ふるさと創生事業推進基金費	308	△255	53	△255			
				財産収入 △255			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	△255		308
[1]ふるさと創生事業推進基金事業	308	△255	53	△255		政策推進課	
				財産収入 △255			
				[ふるさと創生事業 推進基金利子 △255]			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	△255		308
(6)地域福祉基金費	382	255	637	255			
				財産収入 255			
1)地域福祉基金費	382	255	637	255			
				財産収入 255			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	255		382
[1]地域福祉基金事業	382	255	637	255		長寿社会推進課	
				財産収入 255			

款 11 諸支出金 項 6 地域福祉基金費 目 1 地域福祉基金費

款 11 諸支出金 項 6 地域福祉基金費 目 1 地域福祉基金費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[地域福祉基金利子 255]			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	255		382
(9) 雑 支 出	78,009	51,982	129,991	54	51,928		
				諸収入			
				54			
2) 返 還 金		51,982	51,982	54	51,928		
				諸収入			
				54			
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	51,982		
[1] 国支出金・府支 出金返還金事業		51,982	51,982	54	51,928	保育子育て支援課・生活福祉課・長寿社会推進課 障害福祉課・学務課・生涯学習課	
				諸収入			
				54			
				[介護施設等の整備 に関する事業補助 金返還金 54]			
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	51,982	保育子育て支援課 障害児施設給付費等国庫負担金返還金 3,315 子ども支援体制整備総合推進事業費国庫補助金返還 金 7 保育対策総合支援事業国庫補助金返還金 574 地域福祉・子育て支援交付金府費返還金 39 子ども・子育て支援交付金国庫返還金 1,774 施設型給付費等府費負担金返還金 516 生活福祉課 生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金返還金 1,153 児童入所施設措置費等国庫負担金返還金 550	

						児童入所施設措置費等府費負担金返還金 275 生活保護費国庫負担金返還金 11,968 臨時福祉給付金給付事務費国庫補助金返還金 8,412 臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金返還金 8,850 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金返還金 188 未熟児養育医療費等国庫負担金返還金 144 子ども・子育て支援交付金国庫返還金 36 生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金返還金 188 長寿社会推進課 介護施設等の整備に関する事業補助金府費返還金 54 障害福祉課 障害者自立支援給付費国庫負担金返還金 10,737 学務課 子ども・子育て支援交付金国庫返還金 21 生涯学習課 子ども・子育て支援交付金国庫返還金 3,018 子ども・子育て支援交付金府費負担金返還金 163	
歳 出 合 計	24,080,975	144,027	24,225,002	12,509	131,518		
				国庫支出金 5,641			
				府支出金 217			
				財産収入			
				諸収入 519			
				市債 1,200			
				繰越金 4,932			

款 11 諸支出金 項 9 雑 支 出 目 2 返 還 金

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分		職員数	給 与 費						共済費	合 計	備 考
			報酬	給料	期末手当	地域手当	その他の 手 当	計			
補正後	長 等	人 3	千円 0	千円 18,273	千円 7,037	千円 1,099	千円 8,196	千円 34,605	千円 4,849	千円 39,454	その他の手当 通勤手当 36千円 児童手当 0千円 退職手当 8,160千円
	議 員	16	87,472	0	36,697	0	0	124,169	33,213	157,382	
	その他の 特別職	972	63,832	0	0	0	0	63,832	0	63,832	
	計	991	151,304	18,273	43,734	1,099	8,196	222,606	38,062	260,668	
補正前	長 等	3	0	20,126	7,037	1,210	8,507	36,880	5,226	42,106	その他の手当 通勤手当 257千円 児童手当 90千円 退職手当 8,160千円
	議 員	16	87,472	0	36,697	0	0	124,169	33,213	157,382	
	その他の 特別職	980	63,924	0	0	0	0	63,924	0	63,924	
	計	999	151,396	20,126	43,734	1,210	8,507	224,973	38,439	263,412	
比 較	長 等	0	0	△ 1,853	0	△ 111	△ 311	△ 2,275	△ 377	△ 2,652	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	△ 8	△ 92	0	0	0	0	△ 92	0	△ 92	
	計	△ 8	△ 92	△ 1,853	0	△ 111	△ 311	△ 2,367	△ 377	△ 2,744	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 489	千円 1,712,459	千円 1,349,160	千円 3,061,619	千円 595,114	千円 3,656,733	
補正前	496	1,741,755	1,246,453	2,988,208	599,184	3,587,392	
比 較	△ 7	△ 29,296	102,707	73,411	△ 4,070	69,341	

職員手当 等の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員特 別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
	補正後	千円 54,362	千円 106,072	千円 38,400	千円 13,898	千円 64,958	千円 696	千円 31,909	千円 6,175
	補正前	53,914	107,804	42,384	13,544	67,161	1,048	31,577	6,175
	比 較	448	△ 1,732	△ 3,984	354	△ 2,203	△ 352	332	0
	区 分	児童手当	単身赴任手当	期末手当	勤勉手当	退職手当			
	補正後	千円 19,010	千円 0	千円 407,943	千円 278,403	千円 327,334			
	補正前	21,225	0	415,496	284,270	201,855			
	比 較	△ 2,215	0	△ 7,553	△ 5,867	125,479			

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考
	千円		千円		職員の異動状況 一般職員 任期付職員 計
給 料	△ 29,296	人事異動等に伴う増減分	△ 29,296	人事異動等による増減	補正後 370人 119人 489人
					補正前 384人 112人 496人
					比 較 △14人 7人 △7人
職員手当等	千円 102,707	人事異動等に伴う増減分	千円 102,707	人事異動等による増減 早期退職者及び自己都合退職者の増加	扶養手当 448 千円 地域手当 △ 1,732 千円 管理職手当 △ 3,984 千円 住居手当 354 千円 超過勤務手当 △ 2,203 千円 管理職員特別勤務手当 △ 352 千円 通勤手当 332 千円 特殊勤務手当 0 千円 児童手当 △ 2,215 千円 単身赴任手当 0 千円 期末手当 △ 7,553 千円 勤勉手当 △ 5,867 千円 退職手当 125,479 千円

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額			補 正 後 の 額		
	前 年 度 末	当 該 年 度 中	当 該 年 度 末	前 年 度 末	当 該 年 度 中	当 該 年 度 末
	現 在 高 見 込 額	起 債 見 込 額	現 在 高 見 込 額	現 在 高 見 込 額	起 債 見 込 額	現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	15,747,618	907,100	15,408,118	13,791,119	2,353,900	14,898,419
(1) 土 木	3,546,788	169,300	3,091,853	3,500,588	169,300	3,045,653
(2) 農 林 水 産	137,003	7,100	97,474	125,903	22,100	101,374
(3) 教 育	3,864,909	26,700	3,759,473	2,256,188	1,457,300	3,581,352
(4) 公 営 住 宅	402,122	600	351,739	401,342	600	350,959
(5) 民 生	396,976	45,900	401,367	382,076	45,900	386,467
(6) 衛 生	1,294,785	623,000	1,843,715	1,022,986	623,000	1,571,916
(7) 総 務	5,962,525	8,500	5,720,042	5,959,526	8,500	5,717,043
(8) 消 防	142,510	26,000	142,455	142,510	27,200	143,655
2. 災 害 復 旧 債	101,338	10,400	101,711	100,038	10,400	100,411
(1) 土 木	99,338	6,700	96,011	99,038	6,700	95,711
(2) 農 林	2,000	3,700	5,700	1,000	3,700	4,700
4. 住 民 税 等 減 税 補 て ん 債	214,631	0	160,691	214,350	0	160,410
(1) 住 民 税 等 減 税 補 て ん 債	214,631	0	160,691	214,350	0	160,410
6. 臨 時 財 政 対 策 債	11,377,031	1,451,000	11,650,572	11,376,364	1,442,163	11,641,068
(1) 臨 時 財 政 対 策 債	11,377,031	1,451,000	11,650,572	11,376,364	1,442,163	11,641,068
7. 退 職 手 当 債	711,800	0	497,840	710,800	0	496,840
(1) 退 職 手 当 債	711,800	0	497,840	710,800	0	496,840
計	28,303,885	2,368,500	27,958,255	26,344,138	3,806,463	27,436,471

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	9,001,090		9,001,090	37.2
(2) 地方譲与税	154,400		154,400	0.6
(3) 利子割交付金	9,700		9,700	—
(4) 配当割交付金	46,700		46,700	0.2
(5) 株式等譲渡所得割交付金	46,700		46,700	0.2
(6) 地方消費税交付金	1,160,100		1,160,100	4.8
(7) ゴルフ場利用税交付金	47,400		47,400	0.2
(8) 自動車取得税交付金	61,000		61,000	0.3
(9) 地方特例交付金	46,200	△5,622	40,578	0.2
(10) 地方交付税	2,673,470	109,956	2,783,426	11.5
(11) 交通安全対策特別交付金	10,221		10,221	—
(12) 分担金及び負担金	1,001,248		1,001,248	4.1
(13) 使用料及び手数料	370,453		370,453	1.5
(14) 国庫支出金	3,922,839	5,641	3,928,480	16.2
(15) 府支出金	1,820,893	217	1,821,110	7.5
(16) 財産収入	66,871	2,748	69,619	0.3
(17) 寄 附 金	164,215		164,215	0.7
(18) 繰 入 金	900,704	△1,200	899,504	3.7
(19) 諸 収 入	208,271	30,061	238,332	1.0
(20) 市 債	2,368,500	△7,637	2,360,863	9.8
(21) 繰 越 金		9,863	9,863	—

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
歳 入 合 計	24,080,975	144,027	24,225,002	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 議 会 費	225,631	△1,487	224,144	0.9
(2) 総 務 費	2,088,288	12,509	2,100,797	8.7
(3) 民 生 費	10,642,377	11,103	10,653,480	44.0
(4) 衛 生 費	3,114,221	△1,056	3,113,165	12.9
(5) 農林水産業費	151,675	12,204	163,879	0.7
(6) 商 工 費	86,614	△1,273	85,341	0.4
(7) 土 木 費	1,535,087	△11,034	1,524,053	6.3
(8) 消 防 費	1,002,995		1,002,995	4.1
(9) 教 育 費	1,920,806	66,147	1,986,953	8.2
(10) 公 債 費	2,988,039		2,988,039	12.3
(11) 諸支出金	294,342	56,914	351,256	1.4
(12) 予 備 費	20,000		20,000	0.1
(13) 災害復旧費	10,900		10,900	—
歳 出 合 計	24,080,975	144,027	24,225,002	100.0

議案第 9 号

平成 3 0 年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第 1 号）

平成 3 0 年度大阪府泉南市の樽井地区財産区会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		13,173	441	13,614
	1)総務管理費	13,173	441	13,614
(2) 予備費		297,947	△441	297,506
	1)予備費	297,947	△441	297,506
歳 出 合 計		311,120	0	311,120

平成 3 0 年度

大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第 1 号）事項別明細書

歲 出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	13, 173	441	13, 614		441		
(1)総務管理費	13, 173	441	13, 614		441		
1)財産管理費	13, 173	441	13, 614		441		
				節 区 分	金 額		
				8.報 償 費 9.旅 費 12.役 務 費	347 12 82		1, 260 30 17
[1]財産管理事業	13, 173	441	13, 614		441	行革・財産活用室	
				節 区 分	金 額		
				8.報 償 費	347	弁護士報酬	1, 260
				9.旅 費	12	費用弁償	30
				12.役 務 費	82	郵便料	17
2 予 備 費	297, 947	△441	297, 506		△441		
(1)予 備 費	297, 947	△441	297, 506		△441		
1)予 備 費	297, 947	△441	297, 506		△441		
[1]予備費事業	297, 947	△441	297, 506		△441	行革・財産活用室	
歳 出 合 計	311, 120	0	311, 120				

款 2 予 備 費	項 1 予 備 費	目 1 予 備 費
-----------	-----------	-----------

議案第 10 号

平成 30 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度大阪府泉南市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 185,784 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,800,321 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(4) 繰入金		829,701	2,000	831,701
	1) 他会計繰入金	829,701	2,000	831,701
(6) 繰越金			183,784	183,784
	1) 繰越金		183,784	183,784
歳入合計		7,614,537	185,784	7,800,321

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(1) 総 務 費		131,304	2,000	133,304
	1)総務管理費	111,809	2,000	113,809
(7) 諸支出金		5,505	99,291	104,796
	1)償還金及び還付加算金	5,505	99,291	104,796
(8) 予 備 費		69,531	84,493	154,024
	1)予 備 費	69,531	84,493	154,024
歳 出 合 計		7,614,537	185,784	7,800,321

平成 3 0 年度

大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
4 繰 入 金		829,701	2,000	831,701			
(1) 他会計繰入金		829,701	2,000	831,701			
	1) 一般会計繰入金	829,701	2,000	831,701	2. 職員給与費等繰入金	2,000	
6 繰 越 金			183,784	183,784			
(1) 繰 越 金			183,784	183,784			
	1) 繰 越 金		183,784	183,784	1. 前年度繰越金	183,784	
歳 入 合 計		7,614,537	185,784	7,800,321			

款 6 繰 越 金 項 1 繰 越 金 目 1 繰 越 金

歳 出

款 1 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	131,304	2,000	133,304		2,000		
(1)総務管理費	111,809	2,000	113,809		2,000		
1)一般管理費	109,175	2,000	111,175		2,000		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料 3. 職員手当等 4. 共 済 費	1,824 △199 375		45,707 31,640 16,682
[1]人件費事業	94,029	2,000	96,029		2,000		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	1,824	一般職	45,707
				3. 職員手当等	△199	扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 児童手当 期末手当 勤勉手当	△60 106 △621 146 100 97 33
				4. 共 済 費	375	共済組合納付金 厚生会事業補給金	363 12
							16,682
7 諸支出金	5,505	99,291	104,796		99,291		
(1)償還金及び還付 加算金	5,505	99,291	104,796		99,291		
5)療養給付費等負 担金償還金	1	94,028	94,029		94,028		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	94,028		1
[1]療養給付費等負 担金償還金事業	1	94,028	94,029		94,028		

				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	94,028	償還金	1
6)療養給付費等交 付金償還金	1	5,263	5,264		5,263		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	5,263		1
〔 1〕療養給付費等交 付金償還金事業	1	5,263	5,264		5,263		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	5,263	償還金	1
8 予 備 費	69,531	84,493	154,024		84,493		
(1)予 備 費	69,531	84,493	154,024		84,493		
1)予 備 費	69,531	84,493	154,024		84,493		
〔 1〕予 備 費	69,531	84,493	154,024		84,493		
歳 出 合 計	7,614,537	185,784	7,800,321		185,784		

款 8 予 備 費 項 1 予 備 費 目 1 予 備 費

給 与 費 明 細 書

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 16	千円 56,825	千円 36,351	千円 93,176	千円 20,059	千円 113,235	
補正前	15	55,001	36,550	91,551	19,684	111,235	
比 較	1	1,824	△ 199	1,625	375	2,000	

職員手当 等の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	千円 1,212	千円 3,483	千円 576	千円 918	千円 3,814	千円 1,228	千円 684	千円 880	千円 13,974	千円 9,582
	補正前	1,272	3,377	576	1,539	3,814	1,082	684	780	13,877	9,549
	比 較	△ 60	106	0	△ 621	0	146	0	100	97	33

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考			
給 料	千円		千円		職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計
					補正後	15人	1人	16人
	1,824	人事異動に伴う増減分	1,824	人事異動による増減	補正前	14人	1人	15人
					比 較	1人	0人	1人
職 員 手当等	△ 199	人事異動に伴う増減分	△ 199	人事異動による増減	扶養手当	△ 60 千円	特殊勤務手当	0 千円
					地域手当	106 千円	児童手当	100 千円
					管理職手当	0 千円	期末手当	97 千円
					住居手当	△ 621 千円	勤勉手当	33 千円
					超過勤務手当	0 千円		
					通勤手当	146 千円		

議案第 1 1 号

平成 3 0 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 3 0 年度大阪府泉南市の下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 2 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 2 7 8, 8 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(4) 繰入金		782,673	229	782,902
	1) 一般会計繰入金	782,673	229	782,902
歳入合計		2,278,571	229	2,278,800

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(1) 総 務 費		459,463	△221	459,242
	1)総務管理費	459,463	△221	459,242
(2) 事 業 費		312,872	450	313,322
	1)下水道建設費	312,872	450	313,322
歳 出 合 計		2,278,571	229	2,278,800

平成 3 0 年度

大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
4 繰 入 金		782,673	229	782,902			
(1) 一般会計繰入金		782,673	229	782,902			
	1) 一般会計繰入金	782,673	229	782,902	1. 一般会計繰入金	229	
歳 入 合 計		2,278,571	229	2,278,800			

款 4 繰 入 金 項 1 一般会計繰入金 目 1 一般会計繰入金

歳 出

款 1 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	459,463	△221	459,242		△221		
(1)総務管理費	459,463	△221	459,242		△221		
1)一般管理費	351,589	△221	351,368		△221		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	△221		6,891
[1]人件費事業	36,448	△221	36,227		△221		
				節 区 分	金 額		
				4. 共 済 費	△221	共済組合納付金	6,891
2 事 業 費	312,872	450	313,322		450		
(1)下水道建設費	312,872	450	313,322		450		
1)下水道建設費	312,872	450	313,322		450		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等 4. 共 済 費	194 256		13,762 6,776
[1]人件費事業	39,706	450	40,156		450		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	194	住居手当 97 通勤手当 97	13,762
				4. 共 済 費	256	共済組合納付金	6,776
歳 出 合 計	2,278,571	229	2,278,800		229		

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 11	千円 43,737	千円 30,696	千円 74,433	千円 16,120	千円 90,553	
補正前	11	43,737	30,502	74,239	16,085	90,324	
比 較	0	0	194	194	35	229	

職員手当 等の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	千円 2,562	千円 2,774	千円 576	千円 1,173	千円 1,514	千円 786	千円 132	千円 1,380	千円 11,733	千円 8,066
	補正前	2,562	2,774	576	1,076	1,514	689	132	1,380	11,733	8,066
	比 較	0	0	0	97	0	97	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考			
給 料	千円		千円		職員の異動状況	一般職員	任期付職員	計
	0		0		補正後	11人	0人	11人
					補正前	11人	0人	11人
					比 較	0人	0人	0人
職 員 手当等	194	人事異動等に伴う増減分	194	人事異動等による増減	扶養手当	0 千円	特殊勤務手当	0 千円
					地域手当	0 千円	児童手当	0 千円
					管理職手当	0 千円	期末手当	0 千円
					住居手当	97 千円	勤勉手当	0 千円
					超過勤務手当	0 千円		
					通勤手当	97 千円		

議案第 12 号

平成 30 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度大阪府泉南市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 189,618 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,708,702 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(6) 繰入金		936,445	620	937,065
	1) 他会計繰入金	825,197	620	825,817
(19) 繰越金			188,998	188,998
	1) 繰越金		188,998	188,998
歳入合計		5,519,084	189,618	5,708,702

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(4) 基金積立金		156,350	139,083	295,433
	1)給付準備基金積立金	156,350	139,083	295,433
(5) 諸支出金		1,710	50,535	52,245
	2)雑支出金		50,535	50,535
歳 出 合 計		5,519,084	189,618	5,708,702

平成 3 0 年度

大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
6 繰 入 金		936,445	620	937,065			
(1) 他会計繰入金		825,197	620	825,817			
	1) 一般会計繰入金	825,197	620	825,817	7. 低所得者保険料軽減負担繰入金	620	
19 繰 越 金			188,998	188,998			
(1) 繰 越 金			188,998	188,998			
	1) 繰 越 金		188,998	188,998	1. 前年度繰越金	188,998	
歳 入 合 計		5,519,084	189,618	5,708,702			

款 19 繰 越 金 項 1 繰 越 金 目 1 繰 越 金

歳 出

款 4 基金積立金

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
4 基金積立金	156,350	139,083	295,433	139,083			
				繰入金 620			
				繰越金 138,463			
(1) 給付準備基金積立金	156,350	139,083	295,433	139,083			
				繰入金 620			
				繰越金 138,463			
1) 給付準備基金積立金	156,350	139,083	295,433	139,083			
				繰入金 620			
				繰越金 138,463			
				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	139,083		156,350
[1] 給付準備基金積立金事業	156,350	139,083	295,433	139,083		長寿社会推進課	
				繰入金 620			
				[低所得者保険料軽減負担繰入金 620]			
				繰越金 138,463			
				[前年度繰越金 138,463]			

				節 区 分	金 額		
				25. 積 立 金	139,083		156,350
5 諸支出金	1,710	50,535	52,245		50,535		
(2) 雑支出金		50,535	50,535		50,535		
1) 返 還 金		50,535	50,535		50,535		
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	50,535		
[1] 返還金事業		50,535	50,535		50,535	長寿社会推進課	
				節 区 分	金 額		
				23. 償還金、利子及び 割引料	50,535	介護給付費国庫負担金返還金 17,767 介護給付費府費負担金返還金 11,000 介護給付費交付金返還金 12,813 地域支援予防事業国庫交付金返還金 4,768 地域支援包括・任意事業国庫交付金返還金 652 地域支援事業支援交付金返還金 230 地域支援予防事業府費交付金返還金 2,980 地域支援包括・任意事業府費交付金返還金 325	
歳 出 合 計	5,519,084	189,618	5,708,702	139,083	50,535		
				繰入金	620		
				繰越金	138,463		

款 5 諸支出金 項 2 雑支出金 目 1 返 還 金

議案第 13 号

平成 30 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度大阪府泉南市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,686 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 836,181 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(4) 繰入金		180,030	3,641	183,671
	1) 一般会計繰入金	180,030	3,641	183,671
(6) 繰越金			8,045	8,045
	1) 繰越金		8,045	8,045
歳入合計		824,495	11,686	836,181

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(1) 総 務 費		22,216	3,641	25,857
	1)総務管理費	20,534	3,641	24,175
(2) 後期高齢者医療広域連合納付金		801,268	7,299	808,567
	1)後期高齢者医療広域連合納付金	801,268	7,299	808,567
(3) 諸支出金		1,011	746	1,757
	1)償還金及び還付加算金	1,011	746	1,757
歳 出 合 計		824,495	11,686	836,181

平成 3 0 年度

大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
4 繰 入 金		180,030	3,641	183,671			
(1) 一般会計繰入金		180,030	3,641	183,671			
	1) 事務費繰入金	19,808	3,641	23,449	1. 事務費繰入金	3,641	
6 繰 越 金			8,045	8,045			
(1) 繰 越 金			8,045	8,045			
	1) 繰 越 金		8,045	8,045	1. 前年度繰越金	8,045	
歳 入 合 計		824,495	11,686	836,181			

款 6 繰 越 金 項 1 繰 越 金 目 1 繰 越 金

歳 出

款 1 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	22,216	3,641	25,857		3,641		
(1) 総務管理費	20,534	3,641	24,175		3,641		
1) 一般管理費	20,534	3,641	24,175		3,641		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	2,024		6,079
				3. 職員手当等	985		3,876
[1] 人件費事業	11,832	3,641	15,473	4. 共 済 費	632		1,877
					3,641		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	2,024	一般職	6,079
				3. 職員手当等	985	地域手当 122 住居手当 294 期末手当 311 勤勉手当 258	3,876
				4. 共 済 費	632	共済組合納付金 620 厚生会事業補給金 12	1,877
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	801,268	7,299	808,567		7,299		
(1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	801,268	7,299	808,567		7,299		
1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	801,268	7,299	808,567		7,299		
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	7,299		801,268
[1] 後期高齢者医療 広域連合納付事 業	801,268	7,299	808,567		7,299		

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費			共済費	合 計	備 考
		給 料	職員手当等	計			
補正後	人 3	千円 8,103	千円 4,861	千円 12,964	千円 2,509	千円 15,473	
補正前	2	6,079	3,876	9,955	1,877	11,832	
比 較	1	2,024	985	3,009	632	3,641	

職員手当 等の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当	児童手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	千円 432	千円 513	千円 0	千円 294	千円 474	千円 75	千円 0	千円 120	千円 1,771	千円 1,182
	補正前	432	391	0	0	474	75	0	120	1,460	924
	比 較	0	122	0	294	0	0	0	0	311	258

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考
給 料	千円		千円		職員の異動状況 一般職員 任期付職員 計
	2,024	人事異動等に伴う増減分	2,024	人事異動等による増減	補正後 2人 1人 3人
					補正前 1人 1人 2人
					比 較 1人 0人 1人
職 員 手当等	985	人事異動等に伴う増減分	985	人事異動等による増減	扶養手当 0 千円 特殊勤務手当 0 千円
					地域手当 122 千円 児童手当 0 千円
					管理職手当 0 千円 期末手当 311 千円
					住居手当 294 千円 勤勉手当 258 千円
					超過勤務手当 0 千円
					通勤手当 0 千円

平成30年度泉南市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度泉南市の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度泉南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

		支 出		
		既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業費用	1,537,292千円	16,327千円	1,553,619千円
第1項	営業費用	1,435,859千円	16,788千円	1,452,647千円
第2項	営業外費用	91,433千円	△461千円	90,972千円

（資本的支出）

第3条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額283,308千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額283,175千円」に、「過年度分損益勘定留保資金267,484千円」を「過年度分損益勘定留保資金267,351千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

		支	出	
		既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	4 7 7, 2 7 9 千円	△ 1 3 3 千円	4 7 7, 1 4 6 千円
第1項	建設改良費	2 6 2, 7 1 2 千円	△ 1 3 3 千円	2 6 2, 5 7 9 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条の職員給与費「1 6 2, 8 2 5 千円」を「1 7 3, 4 0 8 千円」に補正する。

平成30年9月5日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

平成30年度泉南市水道事業会計補正予算説明書

収益的支出の補正

(単位：千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
2. 水 道 事 業 費 用			1, 537, 292	16, 327	1, 553, 619	
1. 営 業 費 用			1, 435, 859	16, 788	1, 452, 647	
	1. 原 水 及 び 浄 水 費		635, 154	△ 9, 785	625, 369	
		1. 給 料	11, 741	△ 4, 661	7, 080	給料 △ 4, 661
		2. 手 当	6, 228	△ 2, 436	3, 792	扶養手当 △ 78 地域手当 △ 285 期末手当 △ 1, 195 勤勉手当 △ 827 通勤手当 △ 51
		3. 賞与等引当金繰入額	2, 014	△ 846	1, 168	賞与引当金繰入額（期末手当） △ 408 賞与引当金繰入額（勤勉手当） △ 301 法定福利費引当金等繰入額 △ 137
		6. 法 定 福 利 費	4, 328	△ 1, 842	2, 486	共済組合納付金 △ 1, 830 厚生会事業補給金 △ 12

款 項		目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
		2. 配水及び給水費		154,367	51	154,418	
			1. 給 料	8,019	18	8,037	給料 18
			2. 手 当	4,064	△ 22	4,042	扶養手当 78 地域手当 5 期末手当 22 勤勉手当 15 通勤手当 △ 142
			3. 賞与等引当金繰入額	728	5	733	賞与引当金繰入額（期末手当） 2 賞与引当金繰入額（勤勉手当） 1 法定福利費引当金等繰入額 2
			6. 法 定 福 利 費	2,206	50	2,256	共済組合納付金 46 健保負担金 △ 4 厚生年金 8
		4. 業 務 費		85,081	7,818	92,899	
			1. 給 料	4,434	4,154	8,588	給料 4,154
			2. 手 当	3,308	1,652	4,960	地域手当 249 期末手当 832 勤勉手当 382 通勤手当 189

款 項		目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
			3. 賞与等引当金繰入額	792	728	1,520	賞与引当金繰入額（期末手当） 349 賞与引当金繰入額（勤勉手当） 257 法定福利費引当金等繰入額 122
			6. 法定福利費	1,613	1,284	2,897	共済組合納付金 1,272 厚生会事業補給金 12
		5. 総 係 費		77,529	18,704	96,233	
			1. 給料	21,787	6,818	28,605	給料 6,818
			2. 手当	14,258	3,037	17,295	地域手当 409 期末手当 1,574 勤勉手当 1,061 通勤手当 144 管理職手当 △ 96 児童手当 △ 55
			3. 賞与等引当金繰入額	3,852	791	4,643	賞与引当金繰入額（期末手当） 381 賞与引当金繰入額（勤勉手当） 278 法定福利費引当金等繰入額 132

款 項		目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
			6. 法 定 福 利 費	7,578	1,986	9,564	共済組合納付金 1,435 厚生会事業補給金 24 健保負担金 205 厚生年金 322
			16. 委 託 料	6,719	6,072	12,791	委託料 6,072
		9. 水 質 費		15,010	0	15,010	
			3. 賞与等引当金繰入額	745	0	745	賞与引当金繰入額（勤勉手当） △ 1 法定福利費引当金等繰入額 1
		2. 営 業 外 費 用			91,433	△ 461	90,972
	2. 消 費 税		26,927	△ 461	26,466		
		1. 消 費 税	21,205	△ 461	20,744	消費税 △ 461	
	合 計				1,537,292	16,327	1,553,619

資本的支出の補正

(単位：千円)

款 項		目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
4. 資 本 的 支 出				477, 279	△ 133	477, 146	
	1. 建 設 改 良 費	1. 事 務 費		262, 712	△ 133	262, 579	
				48, 649	△ 133	48, 516	
			1. 給 料	22, 664	△ 8	22, 656	給料 △ 8
			2. 手 当	14, 596	136	14, 732	扶養手当 78 地域手当 4 期末手当 16 勤勉手当 11 通勤手当 27
		6. 法 定 福 利 費	8, 528	△ 261	8, 267	共済組合納付金 △ 261	
合 計				477, 279	△ 133	477, 146	

給 与 費 明 細 書

1.総 括

(単位:千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費	合 計
		一般職 (人)	その他 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	13	2	113	56,798	50,668	107,579	20,174	127,753
	資本勘定支弁職員	5		0	22,656	14,732	37,388	8,267	45,655
	合 計	18	2	113	79,454	65,400	144,967	28,441	173,408
補正前	損益勘定支弁職員	11	2	113	50,469	47,879	98,461	18,576	117,037
	資本勘定支弁職員	5		0	22,664	14,596	37,260	8,528	45,788
	合 計	16	2	113	73,133	62,475	135,721	27,104	162,825
比較	損益勘定支弁職員	2	0	0	6,329	2,789	9,118	1,598	10,716
	資本勘定支弁職員	0	0	0	△8	136	128	△261	△133
	合 計	2	0	0	6,321	2,925	9,246	1,337	10,583

手当の内訳	区分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	管理職手当
	補正後	2,754	4,906	20,252	13,680	648	1,279	2,400
	補正前	2,676	4,524	18,679	12,804	648	1,112	2,496
	比 較	78	382	1,573	876	0	167	△96
	区分	超勤手当	特殊勤務手当	児童手当	退職給付費	宿日直手当	浄水場管理手当	
	補正後	6,911	185	905	11,480	0	0	
	補正前	6,911	185	960	11,480	0	0	
	比 較	0	0	△55	0	0	0	

2.給料及び手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増 減 額	増 減 事 由 内 訳		説 明	備 考
給 料	6,321	人事異動に伴う増減分	6,321	人事異動による増減	給 料 6,321
手 当	2,367	人事異動に伴う増減分	2,367	人事異動による増減	扶 養 手 当 78 地 域 手 当 382 期 末 手 当 1,249 勤 勉 手 当 642 住 居 手 当 0 通 勤 手 当 167 管 理 職 手 当 △ 96 超 勤 手 当 0 児 童 手 当 △ 55 退 職 給 付 費 0
共済費	1,337	人事異動に伴う増減分	1,337	人事異動による増減	法 定 福 利 費 1,337

議案第 15 号

平成 29 年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 30 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 16 号

平成 29 年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 30 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 17 号

平成 29 年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 30 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 18 号

平成 29 年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 30 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 19 号

平成 29 年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 30 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 20 号

平成 29 年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度大阪府泉南市男里財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 30 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 2 1 号

平成 2 9 年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 9 年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 3 0 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 22 号

平成 29 年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 30 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 23 号

平成 29 年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 30 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 24 号

平成 29 年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 30 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 25 号

平成 29 年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 30 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 26 号

平成 29 年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 30 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 27 号

平成 29 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 30 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 28 号

平成 29 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 30 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 29 号

平成 29 年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 30 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 30 号

平成 29 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 30 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 3 1 号

平成 2 9 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 9 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 3 0 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 32 号

平成 29 年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 30 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第 33 号

平成 29 年度泉南市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 29 年度泉南市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す。

平成 30 年 9 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

